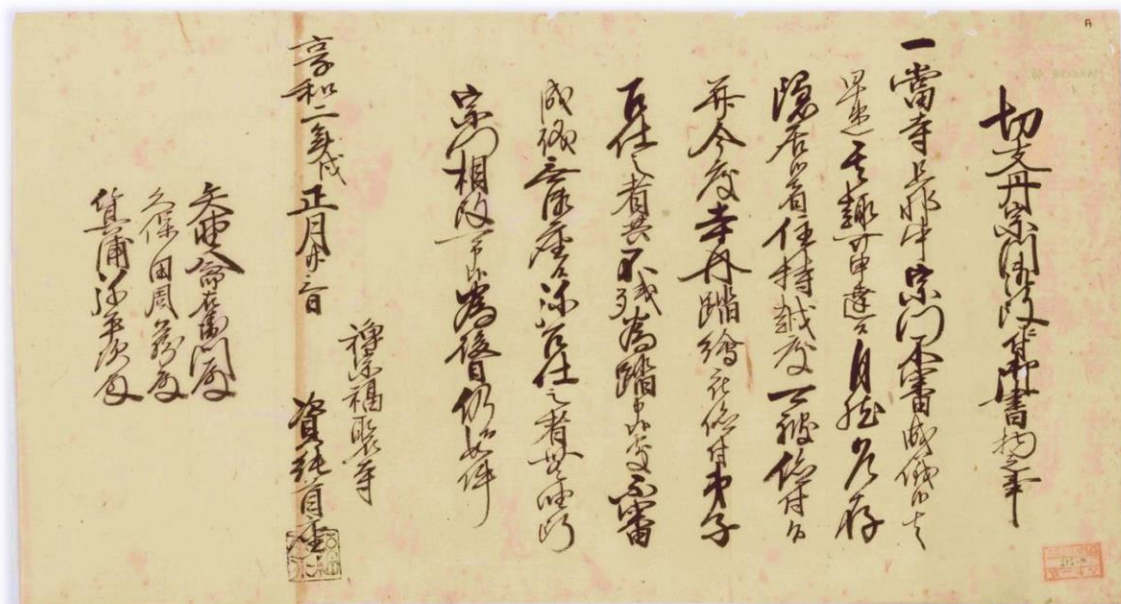


日本近世の古文書

—くずし字解読と内容理解のために—



国文学研究資料館
太田 尚宏
OTA, Naohiro

陸奥國津佐郡心方子石
 上野國碓氷郡心方子石
 心方七子石
圓録在別紙
 津佐左京子石津佐一學子丁
 心方子石
 全丁願知也 仍如件

(朱印)

寛文四年心方石

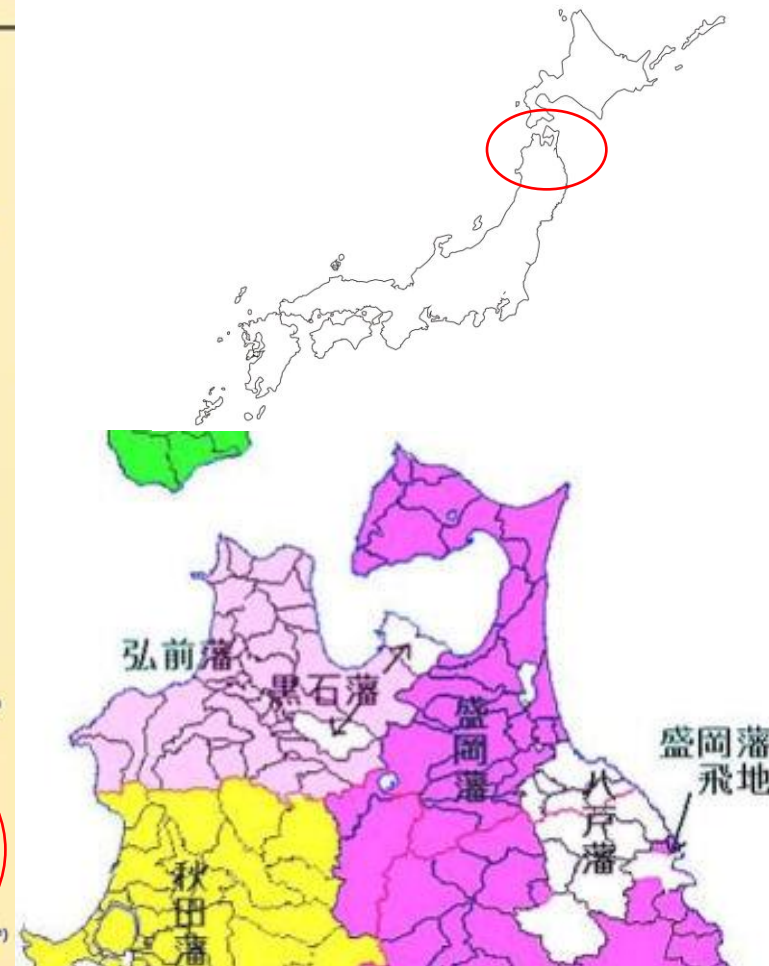
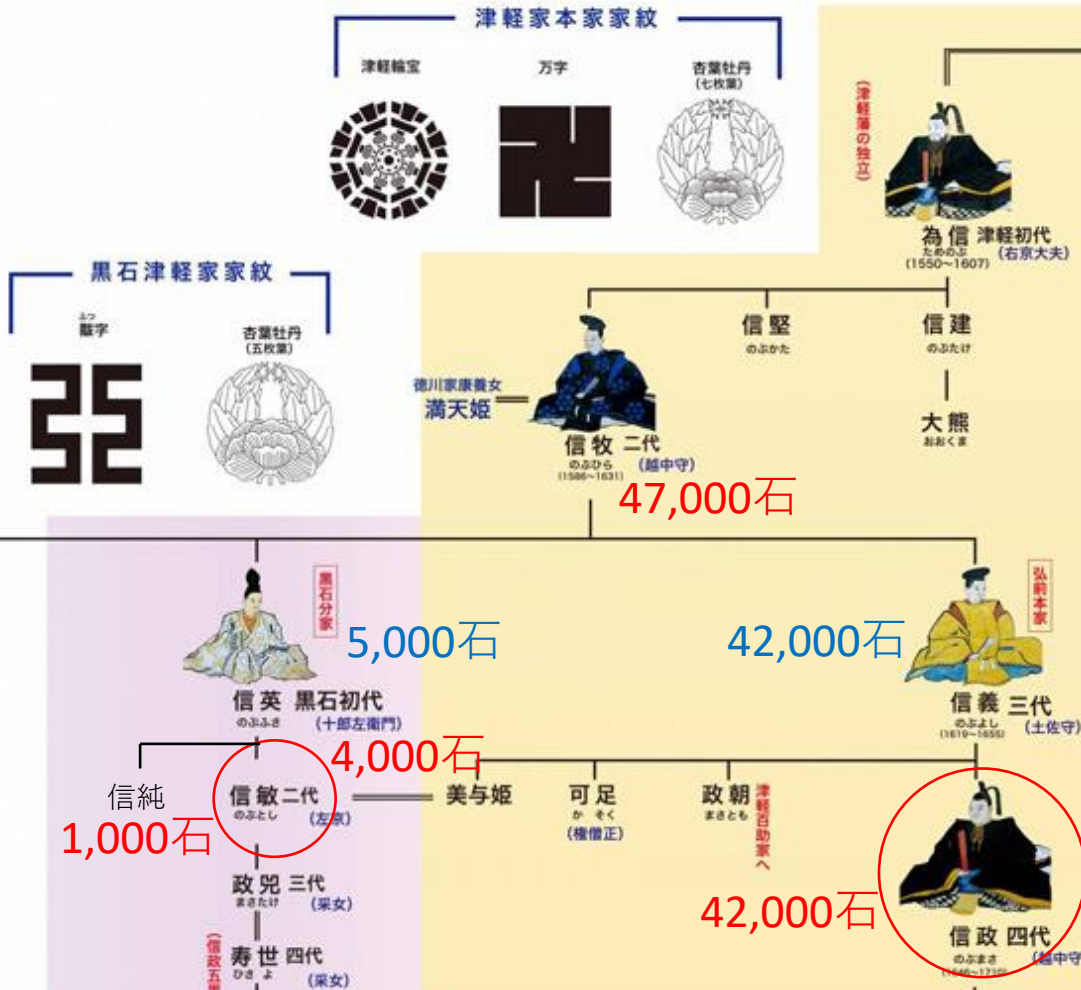


津佐越中

①の基本データ

記述項目	記載事項
資料群名	陸奥国弘前津軽家文書
番号	22B/683
表題	(陸奥国津軽郡・上野国勢多郡のうち4万7000石知行につき朱印状)
年月日	寛文4年(1664)4月5日
差出人	(徳川家綱)
宛所	津軽越中守とのへ
形態	状(縦紙)
数量	1通(包紙とも)
ノート	<p>原文書は国文学研究資料館所蔵。国文研での表題は「巖有院様(家綱)御朱印状 写共」。</p> <p>津軽越中守は弘前藩4代当主の津軽信政のこと。津軽左京は信政の従兄弟の津軽信敏(黒石領主)、津軽一学は信敏の弟の津軽信純。</p>

資料 1 の参考図版



〈補足〉江戸時代の人名

いなば	のとのかみ	たちばなの	のぶみち
稲葉	能登守	(橘)	信通
苗字	通称(仮名)	氏(本姓)	諱

- **苗字** **家の名前**。中国から日本に入ってきた「名字(なあざな)」が起源。江戸時代には「苗字」と書かれたが、明治以降は「名字」と書くのが一般的。地名・地形・方位・職業などからとったものが多い。
- **通称(仮名:けみょう)** **諱を使うことを避けるため、便宜的に用いられた名称**。よく使われる「～左衛門」「～右衛門」「～兵衛」「～助」「～之丞」「～之進」などは、古代の官職にちなんで鎌倉時代以降に普及した。従五位下(諸大夫)以上に与えられる**官途名**や、文人などが付ける**雅号**も通称の一種と分類される。
- **氏(本姓)** **家系をあらわす名称で、古代以来の氏族名を用いるのが通例**。苗字との違いは、氏が朝廷から下賜されたものであるのに対し、苗字は自分で名乗ったものという点である。江戸時代の武家の出自は、地方の土豪など身分の低い者であったため、江戸初期に家系の貴種性を主張するため、氏(本姓)を作り出したものが多い。
- **諱** **本名のこと**。古代には、**貴人や死者を本名で呼ぶことは避ける(忌む)習慣**があったため、そこから転じて「**本当の名前**」を指すようになった。

古文書目録の記述

資料群の構造と国際標準ISAD(G)

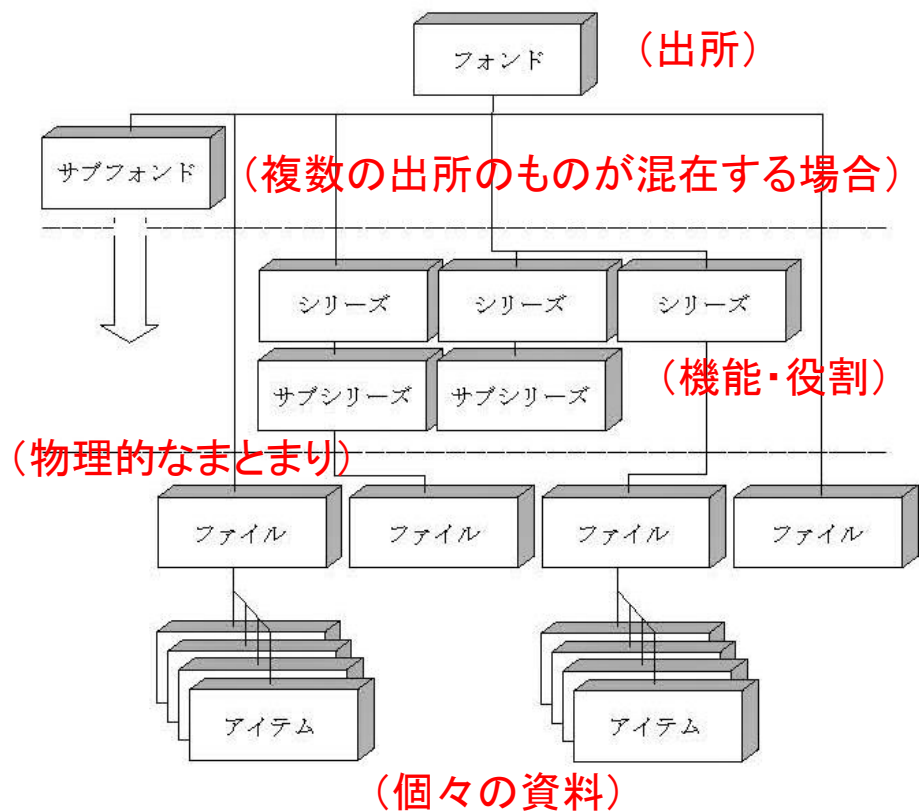
マルチレベル(多層)記述

資料群をファンド単位で把握し、**ファンド**を最上位として、以下、**シリーズ**、**ファイル**、**アイテム**というレベルに分けて資料群の内部構造を把握



各レベルごとに**共通の記述要素**を用いて**情報を記述**していき、そこで得られた各記述をリンクしていく

- ・全体から個別への記述
- ・記述レベルに適した情報
- ・記述のリンク
- ・情報の非重複



国際標準ISAD(G)における記述要素

記述要素の共通化

3.1 個別情報のエリア 3.1.1 レファレンス・コード※ 3.1.2 タイトル※ 3.1.3 年月日※ 3.1.4 記述レベル※ 3.1.5 数量※	3.3 内容および構造のエリア 3.3.1 資料内容 3.3.2 評価・廃棄処分・保存年限 3.3.3 追加受入 3.3.4 編成	3.5 関連資料のエリア 3.5.1 オリジナル資料 3.5.2 複製 3.5.3 関連資料 3.5.4 出版書誌情報
3.2 コンテキストのエリア 3.2.1 作成者※ 3.2.2 組織歴または履歴 3.2.3 記録管理の歴史 3.2.4 入手・移管先	3.4 公開および利用条件のエリア 3.4.1 公開条件 3.4.2 利用または複写条件 3.4.3 使用言語 3.4.4 物的特徴 3.4.5 検索手段	3.6 ノートのエリア 3.6.1 ノート
		3.7 記述コントロールのエリア 3.7.1 アーキビスト注記 3.7.2 規則あるいは協定 3.7.3 記述年月日

※印は、国際的な相互交換に必須とされる項目

日本と欧米の目録の違い

欧米の目録と日本の目録との違い

欧米＝記述が中心の“読む目録”

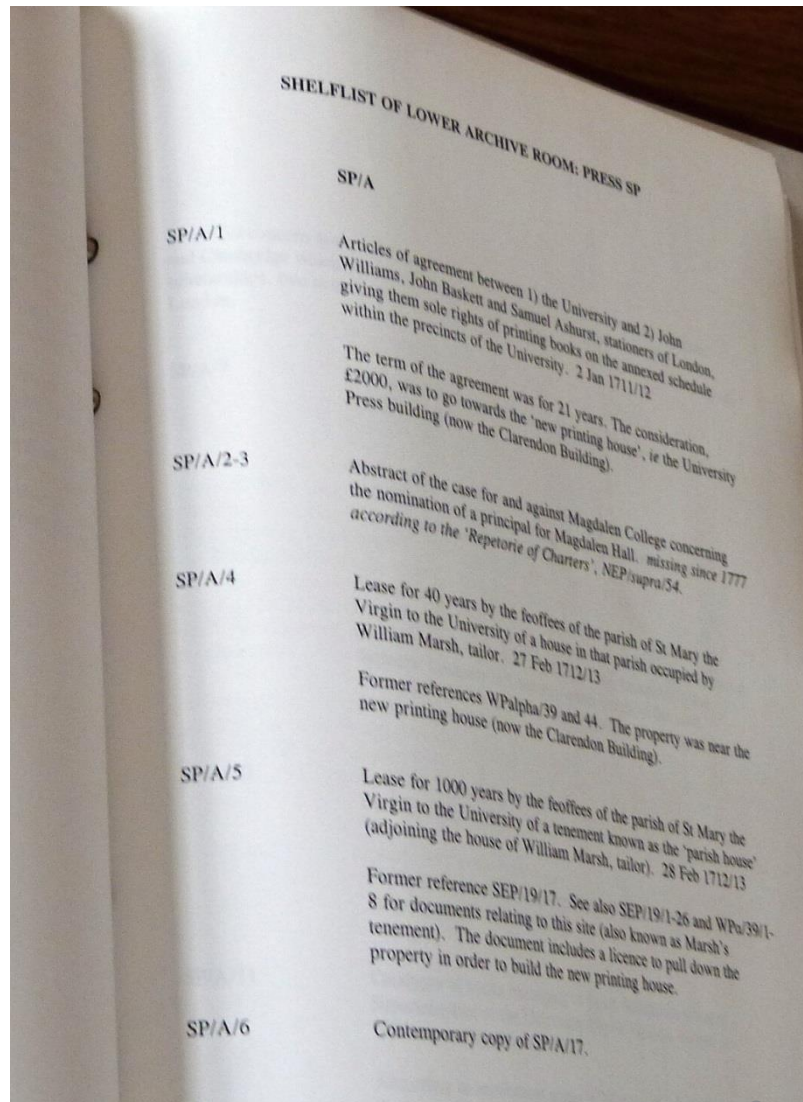
資料がどんなものであるかを説明する「記述」と、必要な資料を探し出す「検索」は別であるという考え方

日本＝**解題**＋**リスト形式**の目録

記述と検索手段を兼ねる



ISAD(G)のマルチレベル記述や26の記述要素をどのように生かして標準化を図るかという点に苦心



基本的な日本の古文書目録(リスト形式部分)

ファイル・アイテムレベルの記述 → 日本ではリスト形式が主流

記述要素＝資料番号・表題・年代・作成者・宛所・形態・数量

※ISAD(G)の必須記述要素におおむね準拠

親番号	子番号	表題	年代	作成	宛所	形態	数量
333		三笠欠所一件御改帳(人別・家屋敷・田畑・家財等に付)	享保18年丑11月3日・4日改	中和田村奎之丞	上坂安左衛門様御手代高橋源助様	横長半	1冊<10丁墨>
561		掟(町奉行申渡しにより中和田村名主・組頭江戸払い並びに所払いの旨村内心得に付)	寛政5年丑5月	浅井喜太郎内中村嘉平太(印)	中和田村名主甚右衛門・惣百姓共江	竖紙	1通
585	22	(書状、廻章の趣順達下されたきに付)	(近世)酉8月16日	上和田村名主庄右衛門(印)	百艸村・乞田村・下落合村・上落合村・中和田村右村々役人中様	横切紙	1通
380	15	諸進達書扣簿 *(端書朱書)「第三号」	明治12年10月(10月28日～明治13年1月17日)	南多摩郡和田村戸長役場		青色罫紙(10行)/(版心「神奈川県南多摩郡」)	1冊<39丁墨>
721		(蚕種紙下付・橋梁修繕費金に付上申書一括)	(明治10年)			(721-1～2は折込一括)	1点
721	1	蚕種紙御下ケ願(沓等種紙2枚河内四方作・日吉和平へ御下げに付)	明治10年1月31日	右(第八大区六小区和田村)村用掛石坂戸一郎	六小区正副戸長御中	青色罫紙(10行)	1通
721	2	(明治11年1月より3月まで橋梁修繕費金10円に付上申書)	明治10年4月20日	右(武蔵国多摩郡和田村)道路橋梁掛青木弥平(印)・村用掛石坂戸一郎	第八大区区戸長御中	青色罫紙(10行)	1通

基本データ採録の方法①

資料群名

- その資料(アイテム)が含まれる**資料群(ファンド)**の名称を記述する

番号

- 資料を識別するために付与された**資料番号**を記述する。

表題

- **原表題**を記し、必要に応じて()を付けて内容を補記する。
 - 表題がない場合には、目録作成者が()をつけて表題を付ける。
- ※目録作成者による補記には、すべて()を付けるのが、古文書目録作成のときの原則。

基本データ採録の方法②

年月日

- 資料に書かれている年月日をそのまま記述する(数字は算用数字でもよい)。
- 干支や月日の異称が書かれている場合も、そのまま記述する。
- 関連資料や調査の結果、年月日が推定できる場合は、()を付けて推定した年月日を記述しておく。

差出人

- 資料の差出人の肩書きや名前を記述する。複数名のときは、初筆の人物(まれに末尾の人物)を記して、残りは「他〇名」(この場合、明記した人は人数に含まない)とする場合もある。
- 差出人が書かれていない場合でも、推定できるときには、()を付けて差出人名を入れておく。
- 押印や花押がある場合には、(印)(花押)などと記しておく。

基本データ採録の方法③

宛 所

- 資料に書かれている宛所(宛先)の肩書きや人名を記述する。
- 敬称や脇付は、身分や格式を判断する材料になるので、そのまま記述したほうがよい。

形 態

- 「古文書の形態」のスライドを参照。

数 量

- 資料の数量を記入する。単位は「通」「冊」「綴」「鋪(舗)」など。
- 便箋に書かれた手紙など、1通の内容が複数のシートに分かれている場合には「1通(〇枚)」などと記しておくとい。
- 1通の資料に1点の包紙などが付属している場合は、「1通(包紙とも)」などと書き、包紙を点数に数えない場合が多い。

基本データ採録の方法④

ノート

- 関連調査の結果や目録記述の参考となる事柄を自由にメモしておく。
- 関連調査には、資料に登場する人物の役職・履歴・系譜、資料が作成された時期の歴史的事象(背景)などがある。

表題の採録方法①

2つの表題スタイル

- 日本では、歴史資料の表題を付ける方法として、2種類の方法が用いられている。

A 古文書学に基づく方法

日本では、中世(～16世紀)までの資料は相対的に数が少なく、古文書の様式論(古文書学)が確立されている。これを近世文書に援用して表題を付ける場合がある。博物館での展示や古書の売立目録で用いられている。

【例】: 徳川家綱領知朱印状

B アーカイブズ学に基づく方法

原表題をまず尊重し、それだけでは内容がわからない場合に()を付けて内容を補う方法。近世資料群の目録に多い。

【例】: 差上申一札之事(年貢上納差し支えにつき金子借用証文)

表題の採録方法②

B形式(アーカイブズ学)の表題

- まず、**原表題**を記述する。
- ()内の内容補記では、**①文書が作られた原因・理由・出来事、②どういう性質の文書なのか(願書・許可書・届書・伺書・口上書・書付・証文など)**という点に着目して、文書の中から**キーワード**を探し、それをつなげるようにして簡潔に記述する。
- 内容補記の記述は「**①につき②**」という形が一般的である。ただし、簡略に「**①につき**」「**②につき**」だけで済ますこともある。
- 「**差上申一札之事(年貢上納差し支えにつき金子借用証文)**」という例では、「**差上申一札之事**」が原表題、「**年貢上納差し支え**」が**①**、「**金子借用証文**」が**②**となる。
- 上の例では「**差上申一札之事(年貢上納差し支えにつき)**」または「**差上申一札之事(金子借用につき)**」でもよいが、前者では結果がわからず、後者では理由がわからず物足りない。

表題の採録方法③

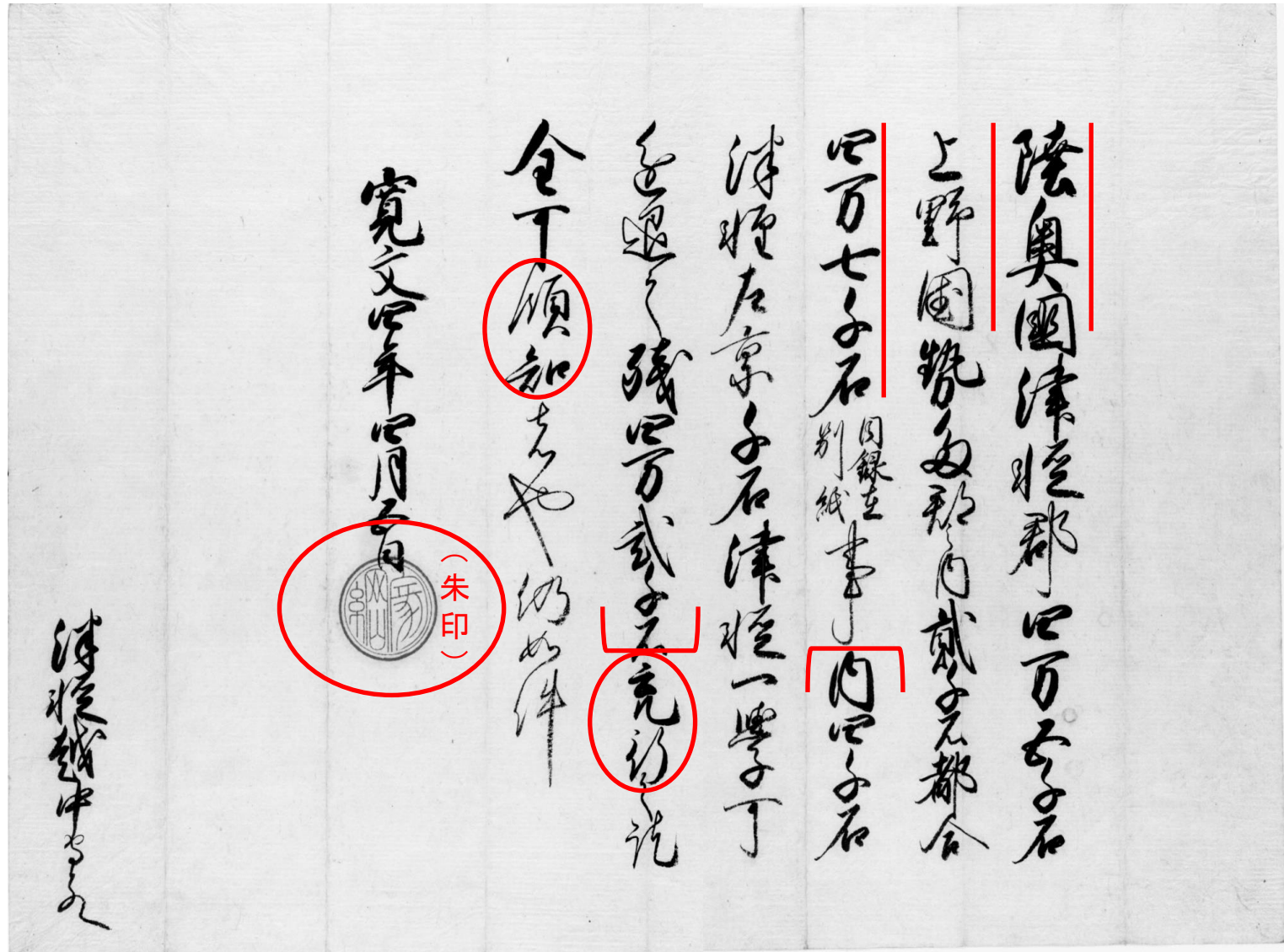
ポイント①・②

- ポイント①: 文書が作られた原因・理由・出来事
- ポイント②: どういう性質の文書なのか(願書・許可書・届書・伺書・口上書・書付・証文など) = 文書を作成した目的を探す

キーワードの探し方

1. 全体を通覧してみる。
2. 書き手が、「**どういう動機で、何をするために、この文書を書いたか**」を考える。
3. 上記の2を表現している言葉を文書の中から探す。このとき、重要な言葉と副次的な言葉の区別を意識しておく、表題を文章化するときには便利である。

表題の採録方法③



表題の採録方法③

書き手(=差出人)

名前は書かれていないが、**朱印**の印文に「家綱」とあるので、4代将軍の「徳川家綱」であることがわかる。

朱印は将軍しか使えない → **朱印状**という特別な様式の文書

最も重要なキーワード

「充行」と「領知」 = “**所領を与える(知行)**” という意味

ここから、将軍が大名へ“**所領を与える**” **目的**で、この文書が書かれたことがわかる。

副次的なキーワード

所領がどこに与えられたか、どのぐらいの規模なのかを知る言葉を探す → 「**陸奥国**」「**上野国**」と「**四万七千石**」という言葉がある。

(陸奥国津軽郡・上野国勢多郡のうち4万7000石知行につき朱印状)

①の基本データ

記述項目	記載事項
資料群名	陸奥国弘前津軽家文書
番号	22B/683
表題	(陸奥国津軽郡・上野国勢多郡のうち4万7000石知行につき朱印状)
年月日	寛文4年(1664)4月5日
差出人	(徳川家綱)
宛所	津軽越中守とのへ
形態	状(縦紙)
数量	1通(包紙とも)
ノート	原文書は国文学研究資料館所蔵。国文研での表題は「巖有院様(家綱)御朱印状 写共」。 津軽越中守は弘前藩4代当主の津軽信政のこと。津軽左京は信政の従兄弟の津軽信敏(黒石領主)、津軽一学は信敏の弟の津軽信純。

②(拡大)

一筆入心 一筆様

清見草書心法

一筆度心方家法

振神建心法

名師師大能師一筆

心法心法心法

披者心法心

伊藤

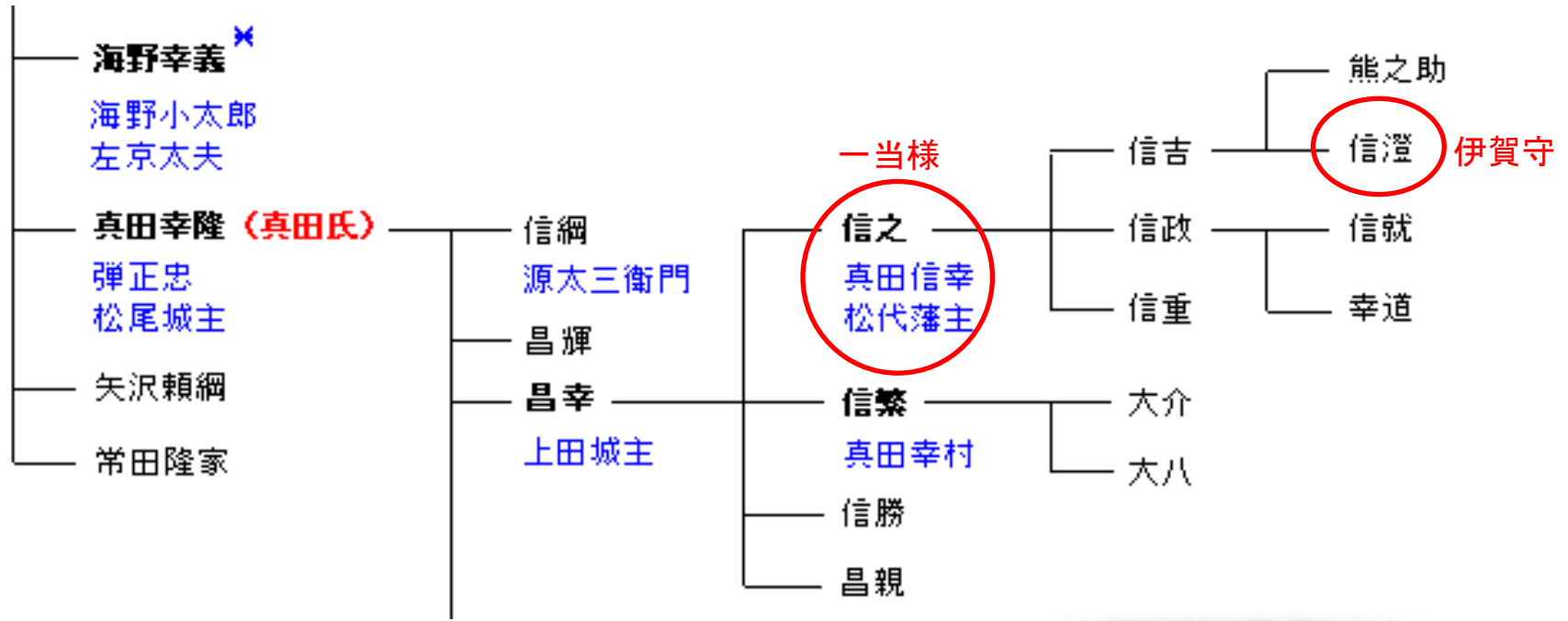
十月十日

玉川

②の基本データ

記述項目	記載事項
資料群名	信濃国松代真田家文書(寄託分)
番号	776
表題	(一当様御容態伺いにつき書状)
年月日	(万治元年:1658)10月14日
差出人	(真田)伊賀守信澄
宛所	玉川左門殿
形態	状(折紙)
数量	1通
ノート	原文書は国文学研究資料館所蔵。国文研での表題は「(真田信澄書状)」。「一当様」とは松代藩初代藩主の真田信之のこと。「伊賀守信澄」は信之の孫(長男信吉の子)で上野国沼田藩主。玉川左門は真田信之の側近役人と思われる。信之は、この3日後の万治元年10月17日に死去(93歳)。

資料2の参考図版



今度私儀在所江之

御暇被下置候未男子

無以坐若於在所不意儀

以坐者私分知同姓吉之助儀

當午十二歳罷成此者養子

被仰付貳式被下置候様

奉願候以上

寛政十戊午年

四月十九日

津輕越中守



風

松平伊豆守殿

戸田采女正殿

太田備中守殿

安藤對馬守殿

③の基本データ

記述項目	記載事項
資料群名	陸奥国弘前津軽家文書
番号	22B/1369
表題	(在所へ御暇につき仮養子願)
年月日	寛政10戊午年(1798)4月19日
差出人	津軽越中守(印)(花押)
宛所	松平伊豆守殿・戸田采女正殿・太田備中守殿・安藤対馬守殿
形態	状(豎継紙)
数量	1通
ノート	原文書は国文学研究資料館所蔵。国文研での表題は「帰国御暇之節仮養子願」。津軽越中守は弘前藩9代藩主の津軽寧親(やすちか)のこと。宛所の松平伊豆守ら4名は幕府の老中。文書の差出人部分には押印と花押の両方がある。

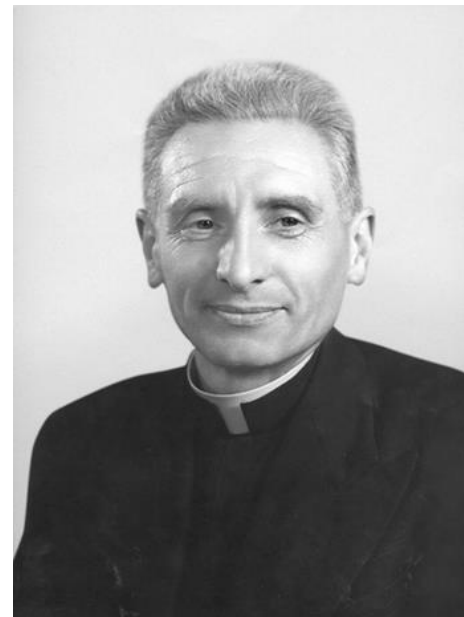
古文書の調査と目録作成

—マレガ収集資料を例に—

マリオ・マレガ収集資料

2011年にローマ教皇庁バチカン図書館で発見された、キリシタン禁制に関する歴史的資料の調査

- この文書群は、1929年に来日し、主として大分県内で布教活動に携わった神父マリオ・マレガによって収集されたもの。
- マレガ神父は、大分県内を中心とする近世のキリシタン関係の古文書を購入・譲渡などの方法で入手し、みずからも資料整理・研究を行って『豊後切支丹史料』(正・続)を刊行。
- マレガ神父は1950年代(1953年が中心)に収集したコレクションをバチカン図書館などへ送付。
- マレガ文書は、現在14,594点が確認されている(臼杵藩宗門方文書11,903点、大分などでの購入文書327点、マレガ関係文書2,359点、その他5点)



マリオ・マレガ収集資料

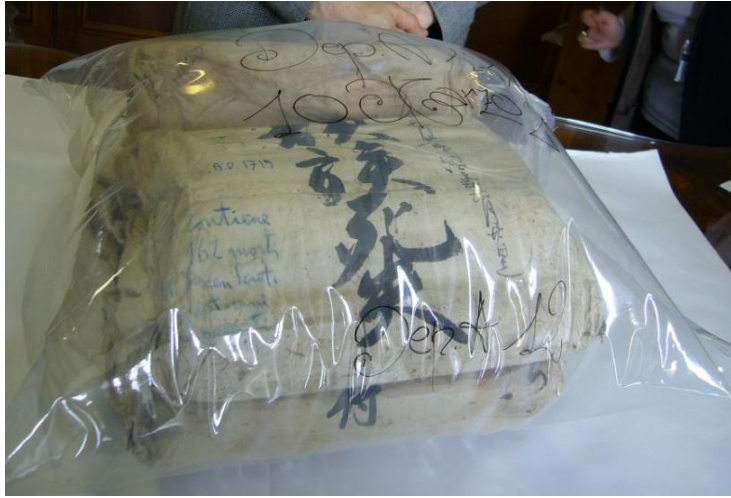


マレガ神父が梱包・送付した秩序
(番号)を温存してA1~A21の番
号に区分

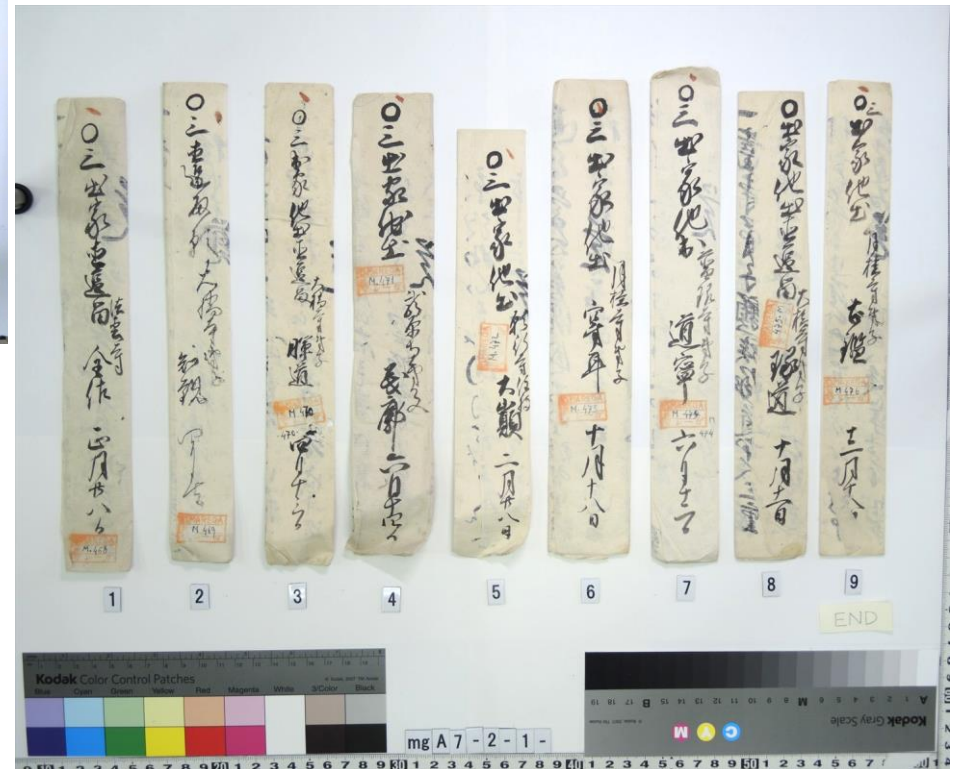
バチカン図書館(BAV)に
よって、それぞれに脱酸素
(殺虫)措置を実施



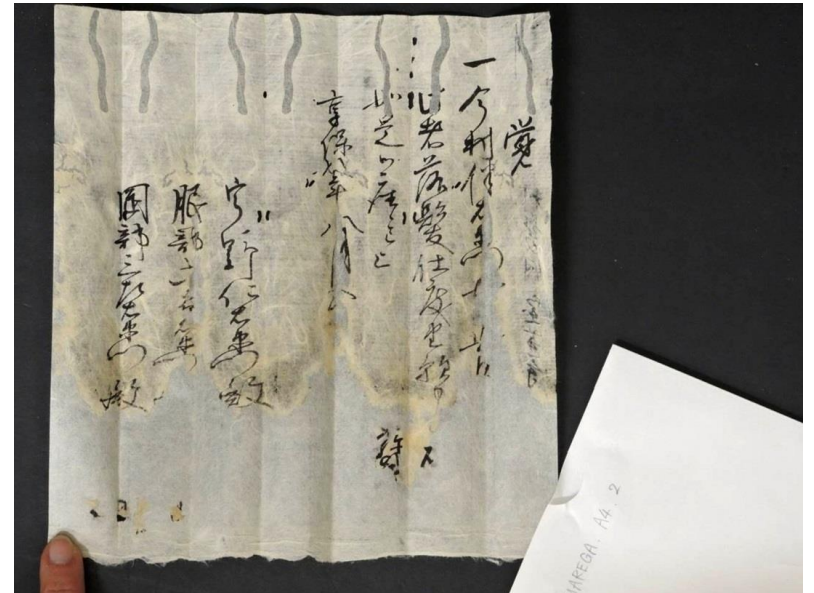
マリオ・マレガ収集資料



マリオ・マレガ収集資料



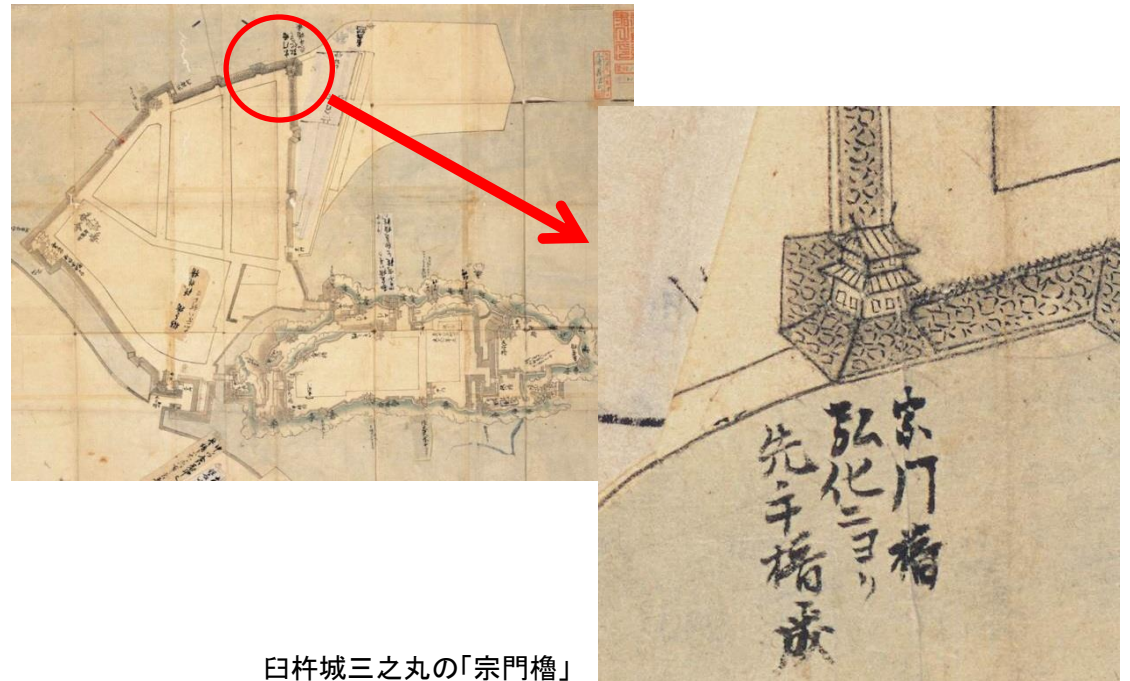
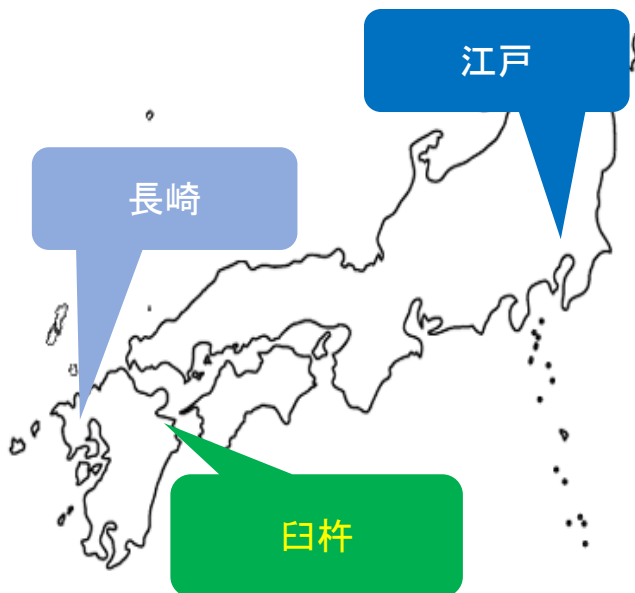
マリオ・マレガ収集資料



豊後国臼杵藩と江戸幕府・長崎奉行所

マレガ収集資料は、豊後国臼杵藩でキリシタン統制を担当した宗門奉行と配下の役所(宗門方)が作成したり、領内の村々や江戸幕府および出先機関である長崎奉行所との間で授受したものが中心となっている。

臼杵城の三之丸には、「宗門櫓」と呼ばれる施設があり、弘化2年(1845)まで宗門奉行管轄の文書収蔵庫として機能していた可能性がある



臼杵城三之丸の「宗門櫓」

豊後国臼杵藩

豊後国

日本で前近代に使用された行政区画の単位である**国郡制**に基づく名称で、日本列島の南西部に位置する**九州地方**の北東側、現在の**大分県の一部**にあたる。

臼杵藩

徳川将軍家に仕える大名の領地支配機構(藩)の1つで、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いで戦功をあげた稲葉貞通(いなば・さだみち)が禄高5万石余で豊後国海部郡・大分郡・大野郡に所領を移されて以来、**稲葉家**が15代にわたってこの地を支配した。



マレガ収集資料の構造

ファンド	マリオ・マレガ収集資料(バチカン図書館所蔵)		
サブ・ファンド	臼杵藩宗門方役所文書	購入文書	マレガ文書
シリーズ	1.宗門改め 2.類族改め 3.踏絵 4.役所事務 5.幕府対応 など	1.大分 2.長崎 など	1.史料集編纂 2.資料メモ 3.手稿漫画 4.教会関係 5.新聞 など
サブ・シリーズ	シリーズ2「類族改め」の例 ・死亡届 ・出生届 ・転居届 ・婚姻届 など	(なし)	(なし)
ファイル	袋・紙縫・包紙などで一括されたまとまり	包み紙で一括されたまとまり	新聞や包装紙によるまとまり
アイテム	個々の資料	個々の資料	個々の資料

1828

Ms. B. 2. 1. 1. 1. A. 1235 PM

神札三枚 庚申年

貴後國海船萬源船附津山打船

古切又丹茂助之曹又堤長崎江船

不中其心前也生行百利中人因就虎

膏已可月百七拾九夜 致病熱極之

正刻換使若乃色死難打改此則案

依其心法心培培中外立打河任正普案

且如守右有船市度打於福崇普高湯等

古藥丸系也打也也人此法也萬源船

細少之月私方說文若乃音也

涉信

之文二丁己年六月廿九日華人名利

本下作等守樣

之完固守樣

涉信新守樣

④の基本データ

記述項目	記載事項
資料群名	マリオ・マレガ収集資料
番号	Marega.A14.3.4.9.8.1
表題	(屋山村本人同然虎病死につき土葬取置証文)
年月日	元文2丁巳年(1737)5月15日
差出人	御名内 岡部隼人 両判
宛所	木下伊賀守様・三宅周防守様
形態	状(縦紙)
数量	1通
ノート	原文書はバチカン図書館所蔵。臼杵藩の家老が幕府の宗門改役に提出した文書の写(控)。万次郎は臼杵藩9代藩主である稲葉治通の幼名(父の急逝により、この年の5月に幼少にて藩主となる)。

資料4の参考図版

キリシタン転宗者の監視範囲

本人

キリシタンから転宗した者

本人同然

本人のキリシタン転宗以前に生まれた子ども

類族

キリシタン転宗者の子孫(男系は玄孫まで、女系は孫まで)

